６－４　　下水道におけるダイオキシン類の特性について

施設管理部　施設管理課

ダイオキシン類は、廃棄物焼却の過程等で非意図的に生成され、微量ではあるが環境中に広く存在する有毒物として問題視されてきた。既設の汚泥焼却炉排出ガスについては、大気汚染防止法の改正により、平成10年12月からダイオキシン類の規制が実施され、平成13年１月からダイオキシン特別措置法により規制されることになった。また、同法により、焼却灰については平成14年11月から、放流水については平成13年１月から、ダイオキシン類が規制される。

本調査は、焼却炉排出ガス、焼却灰および放流水の環境における安全性を検討するとともに、毒性が定められた異性体の構成比から下水道におけるダイオキシン類の特性を求めることを目的とした。

区部の12処理場、東部スラッジプラントおよび南部スラッジプラントについて焼却炉排出ガス14検体、焼却灰14検体、放流水17検体、流入下水12検体のダイオキシン類を測定した。その結果、排出ガス、焼却灰および放流水のダイオキシン類濃度はそれぞれ0.000047～ 0.057ng-TEQ/m3N、0.00000067～0.0015ng-TEQ/g、0.00014～0.54pg-TEQ/Lの範囲であり、現在あるいは今後適用される規制値を十分に満足していることがわかった。また、下水中で毒性のあるダイオキシン類の異性体構成比は、放流水と流入水とで異なる傾向を示すことがわかった。

<< 中目次へ　　本文へ >>